

第13回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金）13時30分～13時45分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 12人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	山中 寛幸	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員	大川 元樹	推進委員
	5番	三浦 隆彦	委員	山口 努	推進委員
	6番	藤田 重孝	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第27号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第28号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 渡邊 英晃 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

局長（渡邊） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第13回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
3番の佐々木清春委員と、4番の外崎雅彦委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第27号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、森山字東館外1の田2筆7,618㎡を年間玄米7.5俵で3年間賃貸借する申請です。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 議案第27号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第28号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第28号について説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。
（P3～4）は、八幡館字桜田の田1筆1,004㎡を農地中間管理事業により10年間使用賃貸借するものです。
（P5～6）は、長峰字前田ノ沢の畑1筆10,000㎡を農地中間管理事業により10年間賃貸借するものです。

(P7～8) は、苫木字長谷田の田 1 筆 3,202 m²を農地中間管理事業により 10 年間賃貸借するものです。

議長（高橋） 議案第 28 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第 28 号については、異議なしとすることにいたします。

議長（高橋） 続いて、報告第 27 号、農地法第 3 の 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第 27 号について説明いたします。
(P10) 今回の受理は、3 件で田が 9 筆、畑が 6 筆の計 15 筆 14,760 m²が相続されました。

議長（高橋） 報告第 27 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第 27 号については原案のとおり受理することにいたします。

議長（高橋） 続いて、報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第 28 号について説明いたします。
(P11) 今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋） 報告第 28 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第 28 号については原案のとおり受理することにいたします。

議長（高橋） これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 13 回総会を閉会いたします。